

鳥取県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
水川クリニック	鳥取市叶316-7	平成22年8月15日
さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	平成22年9月30日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目23	〃
住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	〃